



仁淀川町

商工会だより

7月時点

会員数 193

定款 9 特別 5

吾川本所 0889-35-0202

池川出張所 0889-34-2525(火・木)

仁淀出張所 0889-32-1064(水・金)

お得に食べて・飲んで **HAPPY!!**



食事券の利用期間は12月15日(水)まで延長。
販売期間は7月9日(金)~11月15日(月)まで

仁淀川町商工会吾川本所で販売しております。

※なお、販売している券のご利用期限が令和3年6月30日
終了の記載になっておりますが、
令和3年12月15日(水)まで使用できます。

日本政策金融公庫融資金利情報

制度名等	基準利率(%)
経営改善貸付	1.21
普通貸付担保無	2.06~2.55
普通貸付担保有	1.11~2.20

条件により利率が異なります。
詳しくは商工会までお問い合わせください。

インボイス制度受付のお手伝いします！！

令和5年10月1日からのインボイス制度導入に向けて、「適格請求書発行事業者」の登録受付が令和3年10月1日から開始されます。

この制度が導入されると、消費税課税事業所、免税事業所共に、様々な影響が生じます。本格導入までに、今一度制度についての理解を深め対策を考えていきましょう。

ご不明点等ございましたら、お早めに商工会もしくは税務署へお問い合わせください。

助成金を活用してみませんか？

仁淀川町商工会には、会員の皆様が事業所の看板・張出テントなどの新設または改装を行う時、その工事費の一部を助成する制度があります。

「商店街環境整備事業費」という科目名で、助成額は総工費の2分の1以内、5万円まで助成いたします。ぜひご利用ください。

条件

- ① 商工会加入後丸3年を経過していること
- ② 5年以内に同じ助成金を利用していないこと
- ③ 野立看板や設置場所が町外でないこと
- ④ 通常の店舗内の修理・修繕でないこと

ぜひご相談ください。



重要

高知県が**給付金**を支給しています

対象者

営業時間短縮要請の対象事業者（高知市、四万十市の飲食店等）や政治団体、宗教上の組織を除く、

全業種の中堅・中小企業、個人事業主が対象です。

◎ 飲食店等との取引がなくてもOK。また、昼営業の飲食店等や、高知市、四万十市以外の地域の夜営業の飲食店等も対象となります。

人流減少や取引先との影響などで

令和3年**5月** 又は 令和3年**6月** の売上高が
前年又は前々年比で**30%以上減少した事業者**
に給付金を支給します！

2か月合計で
最大150万円を支給！

令和3年5月又は6月における、前年又は前々年比での売上高減少額以内で、

給付上限額は**法人・個人にかかわらず 25万円～75万円以内**（※）／月

（※）前年又は前々年の1日当たりの売上高 $\times 0.3 \times 10 =$ 給付上限額となります。
ただし、算定した上限額が75万円を超える場合は75万円とし、25万円未満の場合は25万円とします。

注

申請には商工会などが発行する売上額の**認定書が必要**です。

詳細は商工会までお問合せください。

☎ 0889-35-0202

担当者：門田・今井